

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者の事業の継続の支援その他の新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するものである。

本県では、新型コロナウイルス感染症対応として、中小企業者等の事業継続を支援するための制度融資を実施している。その際に預託金として多額の資金が必要となるため、金融機関から借入を行うこととなるが、制度融資の貸付期間は最長10年であり、融資残高が残る限り預託が必要となることから、毎年度、借入金にかかる利子が発生する見込みである。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「地方創生臨時交付金」という。）を借入金利子への充当を目的として基金に積み立てることは認められており、これを原資として、制度融資の実施に伴い必要となる借入金利子に充当するための財源を確保する。

2 使途

制度融資の実施に伴い必要となる借入金利子に充当する。

3 財源（原資）

地方創生臨時交付金を財源とする。（全額国庫）

4 基金の終期

令和8年3月31日

令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金の取扱について

令和2年6月24日付け

内閣府地方創生推進室事務連絡（抜粋）

2. 交付対象事業（制度要綱第2関係）

（1）交付対象事業

（略）

（2）地方単独事業に係る対象外経費

（前略）

基金の積立金については、一律に対象外経費としていましたが、以下に示す一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、第1次補正予算の交付金も含めて交付対象として取り扱うこととします。（後略）

【対象となる基金の要件】

- ① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること。
- ② 対象事業は、以下に該当するものであること。
 - イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業
 - ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの。
- ③ 令和2年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること。
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和7年度末まで、②ロに該当する事業の財源とする基金については令和4年度末までに廃止するものであること。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと。
（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例案要綱

1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者の事業の継続の支援その他の新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第7条関係）
- (8) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失うこととします。

議第 号

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例案

上記の議案を提出する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。）の拡大により影響を受けた事業者の事業の継続の支援その他の新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。